

**地域金融機関平成19年3月CLO**

中小企業金融公庫の証券化支援業務のもとで実施される買取型CLO

コンタクト

齋藤 奈都子 (03)5408-4283

シニア・アソシエイト

北澤 大輔 (03)5408-4126

アソシエイト・アナリスト

関 雄介 (03)5408-4152

シニア・バイス・プレジデント

このプリセール・レポートは、ムーディーズが2007年2月15日までに入手している情報に基づくものである。ムーディーズが発表する予備格付けは、格付け対象の信用力についての予備的な見解に基づくものであり、最終的な検討を行なった後、正式な格付けが決定される予定である。正式な格付けは予備格付けと異なる可能性がある。ムーディーズは格付けの意見およびリサーチをし、出版する会社である。証券の募集・販売、あるいは募集を行う会社の代理業務を行うことはない。また、このレポートは証券の購入、保有、または売却を勧誘・奨励するものではない。

格付け及び取引概要

2007年(平成19年)2月16日、ムーディーズは、中小企業金融公庫の証券化支援業務のもとで実施される買取型案件「地域金融機関平成19年3月CLO」に予備格付けを付与した。

ムーディーズによる格付けは、法定最終償還日までに投資家が被りうる期待損失に関して付与されたものである。本取引は、期日通りの配当支払い並びに法定最終償還日までの元本の全額償還がなされるように組成されている。

| 格付け対象: | クラス | 発行金額 | 配当率 | 格付け |
|----------|-----------------|-----------------|-----|--------|
| | 優先受益権 | 4,300,000,000 円 | 固定 | (P)Aaa |
| | メザニン受益権 | 168,000,000 円 | 固定 | (P)Aaa |
| 信託設定日: | 2007年3月23日 | | | |
| 予定最終償還日: | 2012年4月16日 | | | |
| 法定最終償還日: | 2013年4月15日 | | | |
| 裏付債権: | 中小企業向け貸付債権 | | | |
| 債権元本総額: | 5,685,000,000 円 | | | |

参加金融機関

(オリジネーター/サービサー): 株式会社福島銀行、株式会社愛媛銀行、株式会社熊本ファミリー銀行、帯広信用金庫、東奥信用金庫、新潟信用金庫、上田信用金庫、諏訪信用金庫、富山信用金庫、豊橋信用金庫、徳島信用金庫、高松信用金庫、茨城県信用組合、大東京信用組合、第一勸業信用組合、近畿産業信用組合

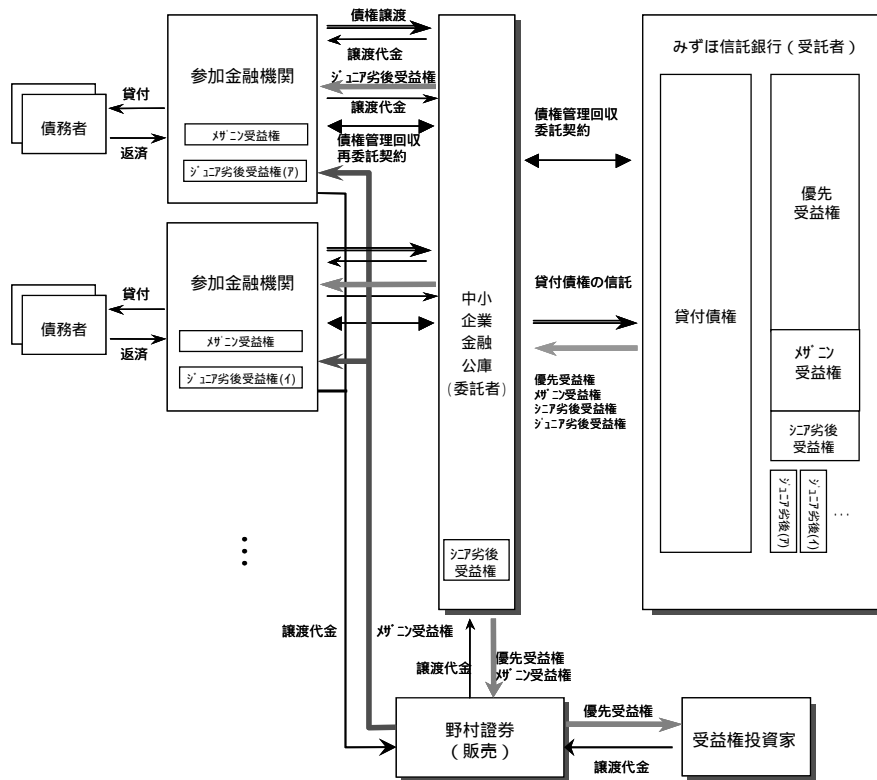
(3 銀行、9 信用金庫、4 信用組合。金融機関コード順)

委託者: 中小企業金融公庫
受託者: みずほ信託銀行株式会社
アレンジャー: 野村証券株式会社

格付け見解要約

- 本証券化取引は、中小企業金融公庫が「買取型」証券化スキームの下で 16 参加金融機関から買い取った中小企業向け貸付債権を裏付けとする CLO である。当該貸付は、各参加金融機関が当初より証券化することを目的として実行されたものである。
- 本証券化取引に対する格付けは、以下の理由に基づくものである。
 - 1) 裏付債権プールの信用力及び分散度
 - 2) 優先劣後構造により提供される信用補完水準
 - 3) 参加金融機関及び中小企業金融公庫による募集審査
 - 4) 法的側面からみたストラクチャーの強み

スキーム図



ストラクチャー

仕組みの概要

各参加金融機関は、予め定められた募集期間において、証券化を目的とした中小企業向け貸付の募集を行う。参加金融機関及び中小企業金融公庫(以下「中小公庫」)は、申込みのあった企業に対して審査を行ない、参加金融機関は当該審査を通過した企業に対して貸付を実行する。

中小公庫は当該貸付債権及びこれに付帯する一切の権利を一旦参加金融機関から譲り受け、みずほ信託銀行(以下「受託者」)に対して信託譲渡する。これらの債権譲渡に関しては、各債務者から確定日付ある証書による異議なき承諾を得ることにより、債務者対抗要件及び第三者対抗要件が具備される。受託者は債権譲渡の見返りとして、中小公庫に対して優先受益権、メゾン受益権、シニア劣後受益権、及び16のジュニア劣後受益権を発行する。

中小公庫は、野村証券を通じて優先受益権を投資家に譲渡、メゾン受益権を各参加金融機関に譲渡する。また、中小公庫は各ジュニア劣後受益権を各参加金融機関に譲渡する。シニア劣後受益権は中小公庫が自ら保有する。なお、受託者は中小公庫に貸付債権のサービシング業務を委託し、中小公庫は各参加金融機関に当該業務を再委託する。

各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権は、当該受益権を保有する参加金融機関が自ら譲渡した貸付債権に発生する損失のみをカバーし、他の参加金融機関が譲渡した貸付債権に発生する損失をカバーすることはできない。メゾン受益権、シニア劣後受益権は、上位受益権に対する信用補完として、全ての参加金融機関が譲渡した貸付債権に発生する損失をカバーすることができる。

優先受益権、メザニン受益権、及びシニア劣後受益権の配当は3ヶ月毎に行われる一方、各ジュニア劣後受益権の配当支払いは信託終了日に行われる。また、各受益権の元本償還は予め定められた予定元本交付金額を限度として3ヶ月毎に行われる。但し、各ジュニア劣後受益権の元本償還は、各参加金融機関が譲渡した貸付債権の各計算期間初日における残高に対する元本償還後(各計算期間終了日)のジュニア劣後受益権残高の比率が、受益権発行当初の同比率を下回らない範囲で行われる。これにより、通常時、各ジュニア劣後受益権の1回分の元本償還金額が信託内に留保されることになり、追加的な信用補完及び流動性補完の機能を果たすこととなる。

メザニン受益権及びシニア劣後受益権には償還停止トリガーが設定されており、貸付債権のデフォルト金額が累積することにより当該受益権の元本の一部が毀損する、あるいは毀損が見込まれる場合には、当該受益権の配当支払い及び元本償還は停止する。

債務者が期限の利益を喪失した場合、当該貸付債権は、各ジュニア劣後受益権の当初元本残高を超過しない範囲で、各ジュニア劣後受益者である参加金融機関に元本償還として現状有姿交付される。なお、参加金融機関がサービサーを解任された場合には、それ以降、当該参加金融機関に対する現状有姿交付は行われない。

受益権の配当支払い及び元本償還

期中における利息回収金、及び元本回収金からの支払いは以下のとおり行われる。なお、各ジュニア劣後受益権の配当支払いは信託終了日にのみ行われる。

利息回収金

- 1) 公租公課、諸費用の支払い
- 2) 優先受益権の予定配当額の支払い
- 3) メザニン受益権の予定配当額の支払い
- 4) シニア劣後受益権の予定配当額の支払い
- 5) 上記支払いの後、残額の留保

なお、元本回収金による優先受益権あるいはメザニン受益権の予定元本償還の支払いに不足が生じる場合は、不足が生じた受益権より下位の受益権の配当支払いに優先して、利息回収金から当該不足分が支払われる。

元本回収金

- 1) 優先受益権の予定元本償還額の支払い
- 2) メザニン受益権の予定元本償還額の支払い
- 3) シニア劣後受益権の予定元本償還額の支払い
- 4) 各ジュニア劣後受益権の予定元本償還額の支払い
- 5) 上記支払いの後、残額の留保

なお、利息回収金による予定配当額の支払いに不足が生じる場合は、不足が生じた受益権の元本償還の支払いに優先して、元本回収金から当該不足分が支払われる。

裏付債権

本証券化取引は 16 の参加金融機関が当初から証券化することを目的として貸付実行し、中小企業金融公庫が証券化支援業務のもとで買い取った中小企業向け貸付債権を裏付けとするものである。当該貸付は、各参加金融機関が当初より証券化することを目的として実行されたものである。

貸付概要

- 資金用途： 設備資金、長期運転資金(旧債振替は不可)
- 貸付金額： 10 百万円以上、150 百万円以下
- 貸付金利： 固定
- 最終返済期日： 2012 年 3 月 21 日(期間 5 年)
- 返済方法： 利息/ 3 ヶ月毎前払い
元本/2007 年 6 月から 3 ヶ月毎元金均等返済
- 融資形態： 証書貸付
- 担保： 無担保
- 連帯保証人： 第三者の保証は不要(代表者保証の有無は貸付債権毎に異なる)
- 期限前返済： 原則不可(やむを得ず期限前返済を行う場合は、元本及び未払い利息のほか、所定の損害金を支払うことが定められている)

主な貸付要件(各参加金融機関共通)

- 中小企業金融公庫法に規定する中小企業者であること
- 原則として、業歴が 3 年以上であり、かつ、2 期連続の正常決算であること
- 原則として、直近の決算の数値が以下のすべてを満たすこと
 - － 債務超過でないこと又は債務超過である場合には償却前経常利益が黒字であること
 - － 償却前経常利益が黒字であることまたは経常収支¹が黒字であること
 - － 今次申込額の月商倍率(今次申込額/平均月商)が 2 倍以下であること
 - － 各金融機関が個別に設定するその他の基準
- 参加金融機関及び中小公庫の審査をともに通過すること など

債務者の期限の利益喪失事由

債務者に関する主な期限の利益喪失事由は、以下のとおりである。

- (i) 以下の事由が発生した場合、債務者は自動的に期限の利益を喪失する。
 - 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算開始の申立があった場合
 - 手形交換所の取引停止処分を受けた場合 など

¹ 経常収支 = 償却前経常利益 - 受取手形増減 - 売掛金増減 - 棚卸資産増減 + 支払手形増減(除く設備分) + 買掛金増減

(ii) 以下の事由が発生し、債務者に対して参加金融機関による請求通知がなされた場合、債務者は期限の利益を喪失する。

- 資金使途に違反した場合
- 債務の履行を遅滞した場合
- 連帯保証人が期限の利益喪失事由に該当した場合 など

上記(ii)のいずれかの事由が発生した場合、参加金融機関は受託者及び中小公庫に対してその旨の報告を行う。受託者と中小公庫は期限の利益を喪失させるか否かについて協議・決定を行い、期限の利益を喪失させる場合には、参加金融機関が債務者に対して請求通知を行う。

裏付債権プール概要(全参加金融機関合計)

- 債権数: 270 件
- 債務者数: 270 社
- 債権元本総額: 5,685,000,000 円
- 加重平均残存期間: 約 2.6 年

参加金融機関(オリジネーター兼サービサー)

本取引における参加金融機関(オリジネーター兼サービサー)は、以下の 16 金融機関である。

| 参加金融機関 (金融機関コード順) | 金融機関 区分 | 本店 所在地 | 預金 (10億円) | 従業員数 (人) | 店舗数 |
|----------------------|------------|-----------|--------------|-------------|-----|
| 福島銀行 | 第2地銀 | 福島県 | 587 | 538 | 60 |
| 愛媛銀行 | 第2地銀 | 愛媛県 | 1,422 | 1,435 | 93 |
| 熊本ファミリー銀行 | 第2地銀 | 熊本県 | 1,206 | 1,128 | 77 |
| 帯広信用金庫 | 信用金庫 | 北海道 | 545 | 434 | 35 |
| 東奥信用金庫 | 信用金庫 | 青森県 | 136 | 234 | 21 |
| 新潟信用金庫 | 信用金庫 | 新潟県 | 226 | 290 | 23 |
| 上田信用金庫 | 信用金庫 | 長野県 | 212 | 238 | 23 |
| 諏訪信用金庫 | 信用金庫 | 長野県 | 292 | 249 | 24 |
| 富山信用金庫 | 信用金庫 | 富山県 | 261 | 327 | 29 |
| 豊橋信用金庫 | 信用金庫 | 愛知県 | 566 | 527 | 32 |
| 徳島信用金庫 | 信用金庫 | 徳島県 | 187 | 260 | 23 |
| 高松信用金庫 | 信用金庫 | 香川県 | 369 | 398 | 34 |
| 茨城県信用組合 | 信用組合 | 茨城県 | 1,016 | 1,273 | 82 |
| 大東京信用組合 | 信用組合 | 東京都 | 436 | 631 | 42 |
| 第一勧業信用組合 | 信用組合 | 東京都 | 285 | 377 | 22 |
| 近畿産業信用組合 | 信用組合 | 大阪府 | 568 | 619 | 32 |

預金、従業員、店舗数は原則として 2006 年 3 月末時点のものである。

中小企業金融公庫(委託者)

中小企業金融公庫は、1953年(昭和28年)8月に中小企業金融公庫法を根拠法として、全額政府出資により設立された政策金融機関である。中小公庫の資本金は政府出資に限定されており、また、中小公庫は、経済産業大臣及び財務大臣による監督を受けている。

2006年4月1日現在、総貸付残高7兆584億円、職員数2,095人(2006年度予算定員)、店舗数61営業部店、代理店数527店を有している。

中小公庫の業務は、①融資業務、②証券化支援業務、③信用保険業務の3本柱により構成されるが、中小公庫による証券化スキームは、①及び②の業務に含まれるものである。①の融資業務では、中小公庫が従来から行っている中小企業に対する融資業務に加えて、中小企業への貸付債権や中小企業から取得した無担保社債の証券化を行う(「自己型」証券化スキーム)。また、②の証券化支援業務では、民間金融機関等による証券化手法を活用した取組みの支援として、民間金融機関等から譲り受けた貸付債権の証券化(「買取型」証券化スキーム)、民間金融機関等の貸付時の部分保証、証券化商品の一部買取りや債務の保証(「保証型」証券化スキーム)を行う。本取引は、②の証券化支援業務に含まれる「買取型」証券化スキームのもとで構成されるものである。

ムーディーズは中小公庫から買取り審査の方針やプロセスなどについて、これまでの買取型案件から変更がないか聴取した。中小公庫の買取り審査には、中小公庫が開発した独自モデル及びその他の計量的信用モデルによる信用力評価、参加金融機関による債務者の税務申告書と決算書の照合の確認、債務者重複の有無の確認、グループ会社の有無の確認などが含まれる。

格付け見解

ムーディーズの格付けは、格付け対象の投資家が被る期待損失率をもとに付与される。ムーディーズは本取引の格付け分析を行うにあたり、裏付債権プールの信用力及び分散度を評価した上で、本取引のストラクチャーを考慮したモデリングを行なった。

裏付債権プールの信用力

本取引の裏付債権プールは、証券化を目的として募集された前述の貸付要件を満たす債務者向けの貸付債権で構成されている。ムーディーズは、複数の計量的信用モデルが算出する各債務者のデフォルト確率をベースに、定性的要因を加味することによって、裏付債権プールの平均デフォルト確率を推定した²。

計量的信用モデル

ムーディーズは、各債務者のデフォルト確率を推定するにあたり、CRD スコアリングモデル(モデル 3)³、中

2 ムーディーズがこれまで格付けを付与した中小企業 CLO/CBO のパフォーマンス分析については、ムーディーズのスペシャル・レポート「日本の中小企業 CLO/CBO のパフォーマンス動向アップデート(2007年2月)」を参照のこと。

3 CRD(Credit Risk Database 中小企業信用リスク情報データベース): 中小企業金融の円滑化を図るべく、金融機関や投資家が中小企業の信用リスクについて信頼性の高い財務指標に基づく定量的評価を行うことを企図して、経済産業省・中小企業庁の主導により平成13年3月に構築された情報インフラ。平成19年1月時点で、信用保証協会や政府系・民間金融機関のほか、中小企業庁・日本銀行・中小企業基盤整備機構や全国の中小企業再生支援協議会、格付会社など251機関が会員として参加している。信用保証協会や金融機関会員が有する取引先中小企業の財務データ・非財務データおよびデフォルトデータを収集し、スコアリングモデルの開発や各種サービスの提供により、会員の審査業務の効率化や信用リスク管理の高度化、取引先中小企業の経営支援などをサポートしている。表中のデフォルト確率はCRDが提供するスコアリングモデルに基づき算出された、決算後1年以内の「デフォルト確率」である。なお「デフォルト」の定義は、3ヵ月以上の延滞先、実質破綻先・破綻先および信用保証協会の代位弁済先を示す。

(CRD 協会のウェブサイト <http://www.crd-office.net/CRD/index2.htm>)

小企業クレジット・モデル⁴、及びリスクカルク(リスクカルクv3.1)⁵の3つの計量的信用モデルにより算出されたデフォルト確率を利用した。各計量的信用モデルによる裏付債権プールの平均デフォルト確率(1年)は以下のとおりである。

| 計量的信用モデル | 単純平均デフォルト確率(1年) | 加重平均デフォルト確率(1年) |
|---------------|-----------------|-----------------|
| CRD スコアリングモデル | 0.54% | 0.53% |
| 中小企業クレジット・モデル | 0.81% | 0.77% |
| リスクカルク v3.1 | 0.48% | 0.45% |

計量的信用モデルを用いて債務者のデフォルト確率を予測する際には、モデルの構築に用いられたデータベースに含まれる債務者層と、裏付債権プールの債務者層がどの程度類似しているかに注目する必要がある。CRD スコアリングモデルは主に信用保証協会や地域金融機関が保有する中小企業のデータベースをもとに、中小企業クレジット・モデルは大手銀行及び地方銀行の顧客である中小企業のデータベースをもとに、リスクカルクは複数の大手銀行の顧客である中堅・中小企業のデータベースをもとに構築されたものである。

本取引の裏付債権プールに含まれる債務者は地域金融機関の顧客であり、大手銀行の顧客に比べてやや小規模の企業が中心であることから、ムーディーズは、CRD スコアリングモデルが算出するデフォルト確率および中小企業クレジット・モデルによるデフォルト確率を重視することにより、プール全体の期待デフォルト確率を推定することとした。

定性的要素

裏付債権プールに含まれる債務者は、前述の貸付要件を満たす企業に限られ、一定の条件を満たさない限り、債務超過の企業や経常赤字の企業は含まれない。また、業歴を3年以上有することが貸付要件に含まれていることから、設立後間もない企業は本取引の対象にならない。これまで参加金融機関と取引歴がない債務者は若干含まれるものの、それらの債務者については、原則として公認会計士若しくは監査法人のいずれかの監査証明の提出、あるいは、日本税理士連合会の「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリストの提出がなされている。

ムーディーズは、多くの参加金融機関において本店主導の統一的な募集審査が行われたことを確認した。また、中小公庫の買取り審査では、計量的信用モデルによる信用力評価、参加金融機関による債務者の税務申告書と決算書の照合の確認、債務者重複の有無の確認、グループ会社の有無の確認などが行わ

4 中小企業クレジット・モデル：日本の中小零細企業を対象とするスタンダード&プアーズと日本リスク・データ・バンク(*)の共同開発による信用リスク評価モデル。金融機関・地方公共団体を除く全業種、非上場企業に対応する。モデルは、日本リスク・データ・バンクの会員から拋出されたデータを基礎として、日本リスク・データ・バンクが構築し、スタンダード&プアーズがモデル・パフォーマンスの評価分析を行った。顧客の財務情報を入力することにより、推定デフォルト確率、企業偏差値、スコアなどの信用リスク指標が算出される。モデルは全業種対象のもの、また、製造業、建設業、不動産業、卸売業、小売業、その他サービス業などの特定業種に限定したバージョンもある。本案件では当該特定業種に該当する債務者については特定業種モデルにて推定デフォルト確率を算出している。なお、「デフォルト」の定義は、3ヵ月以上の延滞先、破綻懸念先、実質破綻先・破綻先、および保証協会の代位弁済先である。

(*)日本リスク・データ・バンク株式会社：4大金融グループおよび地方銀行を中心とした50社以上の金融機関がデータを共有するデータベースコンソーシアム。貸出先である中小企業などのデフォルト先全てと、非デフォルト先に関する財務情報や顧客情報(個社名は除く)などの拋出を受け、データの精査・指標計算などを行ない、会員へ還元している。

5 リスクカルク日本版：リスクカルクはムーディーズ KMV 社の商品である。詳しくは、「Moody's RiskCalc™ For Private Companies: Japan (December 2001)」(日本語訳「ムーディーズ・リスクカルク非上場企業日本版(2002年2月)」)を参照のこと。

れる。ムーディーズは、貸付要件や審査の内容が本取引の裏付債権プールのデフォルト確率を下げる方向に働くと考えており、また、粉飾決算、詐欺などを行う債務者が裏付債権プールに含まれるリスクもある程度排除できると判断している。

なお、債務者が期限の利益を喪失した場合、当該貸付債権は、対応するジュニア劣後受益権の保有者である参加金融機関に対し、当初元本残高を超過しない範囲で、元本償還として現状有姿交付される。その際、参加金融機関に債務者の期限の利益を喪失させるインセンティブが生じる可能性が考えられるが、参加金融機関が請求通知により期限の利益を喪失させるためには、受託者と中小公庫による決定が必要であることに加え、本取引においてはジュニア劣後受益権に加えメザニン受益権を参加金融機関が保有するスキームとなっているため、当該リスクは限定的であると判断される。

ムーディーズは以上の分析に加え、計量的信用モデルの誤差の可能性や時間経過によるデフォルト確率の変動可能性、参加金融機関に関する募集体制や審査体制などの定性的な評価も考慮の上、裏付債権プールの期待デフォルト確率を全参加金融機関平均で年率 0.9%程度と推定した。

裏付債権プールの分散度

本裏付債権プールは、全参加金融機関の合計で 270 社の債務者で構成され、最大金額の債務者が全体に占める割合は 2.64%程度となっている。

前述の通り、各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権は、他の参加金融機関が譲渡した貸付債権に発生する損失をカバーすることはできないため、参加金融機関毎の貸付債権プール(以下「サブ・プール」)の分散度にも注目することが重要である。各参加金融機関のサブ・プールには、債務者・地域・業種の集中が見られることから、ムーディーズは、以下の各受益権のリスク分析において、サブ・プールにおける集中リスクも織り込んだ分析を行った。

各受益権のリスク分析

ムーディーズは各受益権の格付け分析を行うにあたり、前述の裏付債権プールの信用力や分散度の他、以下の点を考慮した。

(i) 本取引では、各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権が、これより上位の優先受益権、メザニン受益権、シニア劣後受益権に対する信用補完として機能する。しかし、各ジュニア劣後受益権は、当該受益権を保有する参加金融機関が自ら譲渡した貸付債権に発生する損失のみをカバーし、他の参加金融機関が譲渡した貸付債権に発生する損失をカバーすることはできない。一方、メザニン受益権、シニア劣後受益権は、それぞれの上位受益権に対する信用補完としてフルに機能する⁶。すなわち、これら受益権は、すべての参加金融機関が譲渡した貸付債権に発生する損失を共通でカバーすることができるため、上位の受益権の投資家は、裏付債権プール全体の多数分散効果や地域・業種分散効果を楽しむことができる。

(ii) 本取引では、各ジュニア劣後受益権の元本償還は、各参加金融機関が譲渡した貸付債権の各計算期間初日における残高に対する元本償還後(各計算期間終了日)のジュニア劣後受益権残高の比率が、受益権発行当初の同比率を下回らない範囲で行われる。一般に、劣後元本の期中償還を許容するストラクチャーは、許容しないストラクチャーに比べて、一時点に裏付債権プールにデフォルト発生が集中した場合の耐性がやや劣るため、各受益権に対する信用補完が多めに必要となる。なお、優先受益権、メザニン受益権、及びシニア劣後受益権の元本償還は、予め定められた予定元本交付金額を限度として3ヶ月毎に行われるが、貸付債

⁶ シニア劣後受益権の当初残高は 568,000,000 円、ジュニア劣後受益権の当初残高合計額は 649,000,000 円である。

権のデフォルト金額が累積することによりメザニン受益権あるいはシニア劣後受益権の元本の一部が毀損する、あるいは毀損が見込まれる場合には、当該受益権の配当支払い及び元本償還は停止する仕組みとなっている(償還停止トリガー)。

ムーディーズは以上の点を考慮したモンテ・カルロ・シミュレーションを用いて本取引を分析した結果、優先受益権、及びメザニン受益権に対する信用補完はいずれも(P)Aaaの予備格付けを付与するために十分であると判断した。

参加金融機関に対するジュニア劣後受益権の割当て

各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権は、自らオリジネートした貸付債権のデフォルト損失を最初にカバーする役割を持つ。本取引の場合、各参加金融機関に割り当てられるジュニア劣後部分の割合は、各参加金融機関がオリジネートした債権の構成割合と必ずしも同一にはならない。各ジュニア劣後部分の配分割合を決定するにあたっては、対応するサブ・プールに含まれる債務者の期待デフォルト確率に加え、債務者数や債権金額の集中、業種・地域集中といった分散度に影響する要素が考慮されている。各ジュニア劣後受益権が毀損してシニア劣後受益権に損失が到達する確率が全ての金融機関において同水準であれば、金融機関の間で公平感が保てる他、上位の受益権に対する格付け安定性の面からも効率性が高まる。

その他の要素

(i) エクセス・スプレッド

ムーディーズは、本取引の格付けにおいて、エクセス・スプレッドを信用補完として考慮している。しかしながら、本取引の場合、ある参加金融機関のサブ・プールから発生したエクセス・スプレッドは、同サブ・プールで発生したデフォルト損失を補うためだけに用いられ、他の参加金融機関のサブ・プールから発生した損失を補うことはできない。従って、ある特定の参加金融機関のサブ・プールに集中してデフォルトが発生した場合は、エクセス・スプレッドの効果は全体として小さくなることに留意する必要がある。

(ii) コミシングリング・リスク

ムーディーズは、サービサーにより回収される資金に、コミシングリング・ロスが発生する可能性について検討を行った。一般にコミシングリング・リスクの評価は、サービサーの信用力、サービサーにおける回収資金の滞留期間及び金額、コミングルを回避させる外部サポートなどの要因を考慮して行う必要がある。ムーディーズは本取引において、サービサーである参加金融機関が16と分散されていること、サービサーに回収金が滞留する期間が短いこと、当該回収金が仕掛り中の決済資金として預金保険制度による保護の対象になる可能性が高いことなどを考慮し、コミングリング・リスクに対する信用補完はほぼ不要と判断した⁷。また、サービサーが回収金を支払わない場合や、サービサーに倒産手続の申立てがあった場合などには、中小公庫あるいは中小公庫が新たに選任するサービサーが、サービシング業務を引き継ぐことができる点も強みとなっている。

(iii) 相殺リスク

相殺リスクについては、当初からすべての債務者に関して、債権譲渡に関する確定日付ある証書による異議なき承諾を取得する他、金銭消費貸借契約において相殺禁止条項を加える等の手当てがなされている。従って、ムーディーズは本取引において相殺リスクが顕在化する可能性は極めて低いと判断している。

⁷ 日本の証券化取引のコミングリング・リスクに関するムーディーズの考え方については、ムーディーズのスペシャル・レポート「日本の証券化取引におけるコミングリング・リスクと信用補完の考え方(2004年10月)」を参照のこと。

(iv) 流動性リスク

本取引において、貸付債権の利息は3ヶ月前払いで支払われる一方、各受益権の配当は3ヶ月後払いで支払われる(ジュニア劣後受益権の配当を除く)。ムーディーズは、当該回収金の引渡しスケジュールに加え、サービサーの信用力やサービサーの回収金が預金保険制度⁸による保護の対象になる可能性を考慮した結果、本取引の流動性は十分に確保されていると判断した。

⁸ ムーディーズのスペシャル・レポート「決済用預金の一部を日本の証券化商品の適格預金口座として認定(2004年5月)」を参照のこと。

債権プール属性データ

属性データ

1. 業種分布

| | 金額(百万円) | 比率(%) | 債務者数 | 比率(%) |
|---------------|--------------|----------------|------------|----------------|
| 建設業 | 900 | 15.83% | 47 | 17.41% |
| 製造業 | 1,749 | 30.77% | 81 | 30.00% |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 10 | 0.18% | 1 | 0.37% |
| 情報通信業 | 154 | 2.71% | 8 | 2.96% |
| 運輸業 | 375 | 6.60% | 19 | 7.04% |
| 卸売・小売業 | 1,314 | 23.11% | 66 | 24.44% |
| 不動産業 | 623 | 10.96% | 17 | 6.30% |
| 飲食店・宿泊業 | 75 | 1.32% | 5 | 1.85% |
| 金融・保険業 | 10 | 0.18% | 1 | 0.37% |
| サービス業 | 475 | 8.36% | 25 | 9.26% |
| 合計 | 5,685 | 100.00% | 270 | 100.00% |

2. 地域分散

| | 金額(百万円) | 比率(%) | 債務者数 | 比率(%) |
|-----------|--------------|----------------|------------|----------------|
| 北海道 | 460 | 8.09% | 17 | 6.30% |
| 青森県 | 150 | 2.64% | 13 | 4.81% |
| 福島県 | 330 | 5.80% | 17 | 6.30% |
| 茨城県 | 390 | 6.86% | 14 | 5.19% |
| 東京都 | 470 | 8.27% | 33 | 12.22% |
| 新潟県 | 460 | 8.09% | 22 | 8.15% |
| 富山県 | 580 | 10.20% | 36 | 13.33% |
| 長野県 | 530 | 9.32% | 33 | 12.22% |
| 静岡県 | 10 | 0.18% | 1 | 0.37% |
| 愛知県 | 230 | 4.05% | 13 | 4.81% |
| 大阪府 | 945 | 16.62% | 16 | 5.93% |
| 奈良県 | 50 | 0.88% | 1 | 0.37% |
| 徳島県 | 380 | 6.68% | 21 | 7.78% |
| 香川県 | 321 | 5.65% | 17 | 6.30% |
| 愛媛県 | 200 | 3.52% | 7 | 2.59% |
| 熊本県 | 179 | 3.15% | 9 | 3.33% |
| 合計 | 5,685 | 100.00% | 270 | 100.00% |

3. 貸付額分布

| | 金額(百万円) | 比率(%) | 債務者数 | 比率(%) |
|--------------------|--------------|----------------|------------|----------------|
| ~ 10百万円以下 | 1,170 | 20.58% | 117 | 43.33% |
| 10百万円超 ~ 20百万円以下 | 1,553 | 27.32% | 80 | 29.63% |
| 20百万円超 ~ 30百万円以下 | 1,427 | 25.10% | 48 | 17.78% |
| 30百万円超 ~ 40百万円以下 | 115 | 2.02% | 3 | 1.11% |
| 40百万円超 ~ 50百万円以下 | 850 | 14.95% | 17 | 6.30% |
| 50百万円超 ~ 60百万円以下 | 120 | 2.11% | 2 | 0.74% |
| 60百万円超 ~ 70百万円以下 | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% |
| 70百万円超 ~ 80百万円以下 | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% |
| 80百万円超 ~ 90百万円以下 | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% |
| 90百万円超 ~ 100百万円以下 | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% |
| 100百万円超 ~ 110百万円以下 | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% |
| 110百万円超 ~ 120百万円以下 | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% |
| 120百万円超 ~ 130百万円以下 | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% |
| 130百万円超 ~ 140百万円以下 | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% |
| 140百万円超 ~ 150百万円以下 | 450 | 7.92% | 3 | 1.11% |
| 合計 | 5,685 | 100.00% | 270 | 100.00% |

単純平均値(百万円)

21.06

4. 貸付金月商倍率分布

| | | 金額(百万円) | 比率(%) | 債務者数 | 比率(%) |
|-----------|----------|-----------------|----------------|------------|----------------|
| | ~ 0.1倍以下 | 390 | 6.86% | 24 | 8.89% |
| 0.1倍超 | ~ 0.2倍以下 | 800 | 14.07% | 39 | 14.44% |
| 0.2倍超 | ~ 0.3倍以下 | 460 | 8.09% | 24 | 8.89% |
| 0.3倍超 | ~ 0.4倍以下 | 315 | 5.54% | 20 | 7.41% |
| 0.4倍超 | ~ 0.5倍以下 | 625 | 10.99% | 23 | 8.52% |
| 0.5倍超 | ~ 0.6倍以下 | 340 | 5.98% | 21 | 7.78% |
| 0.6倍超 | ~ 0.7倍以下 | 245 | 4.31% | 13 | 4.81% |
| 0.7倍超 | ~ 0.8倍以下 | 400 | 7.04% | 16 | 5.93% |
| 0.8倍超 | ~ 0.9倍以下 | 503 | 8.85% | 18 | 6.67% |
| 0.9倍超 | ~ 1.0倍以下 | 220 | 3.87% | 10 | 3.70% |
| 1.0倍超 | ~ 1.1倍以下 | 218 | 3.83% | 12 | 4.44% |
| 1.1倍超 | ~ 1.2倍以下 | 90 | 1.58% | 4 | 1.48% |
| 1.2倍超 | ~ 1.3倍以下 | 180 | 3.17% | 7 | 2.59% |
| 1.3倍超 | ~ 1.4倍以下 | 75 | 1.32% | 5 | 1.85% |
| 1.4倍超 | ~ 1.5倍以下 | 90 | 1.58% | 4 | 1.48% |
| 1.5倍超 | ~ 1.6倍以下 | 100 | 1.76% | 5 | 1.85% |
| 1.6倍超 | ~ 1.7倍以下 | 100 | 1.76% | 3 | 1.11% |
| 1.7倍超 | ~ 1.8倍以下 | 210 | 3.69% | 8 | 2.96% |
| 1.8倍超 | ~ 1.9倍以下 | 179 | 3.15% | 7 | 2.59% |
| 1.9倍超 | ~ 2.0倍以下 | 145 | 2.55% | 7 | 2.59% |
| 合計 | | 5,685 | 100.00% | 270 | 100.00% |
| | | 単純平均値(倍) | 0.67 | | |
| | | 加重平均値(倍) | 0.71 | | |

5. 売上高分布

| | | 金額(百万円) | 比率(%) | 債務者数 | 比率(%) |
|------------|---------------|-------------------|----------------|------------|----------------|
| | ~ 100百万円以下 | 154 | 2.71% | 15 | 5.56% |
| 100百万円超 | ~ 500百万円以下 | 2,481 | 43.64% | 140 | 51.85% |
| 500百万円超 | ~ 1,000百万円以下 | 1,090 | 19.17% | 50 | 18.52% |
| 1,000百万円超 | ~ 1,500百万円以下 | 350 | 6.16% | 17 | 6.30% |
| 1,500百万円超 | ~ 2,000百万円以下 | 310 | 5.45% | 13 | 4.81% |
| 2,000百万円超 | ~ 2,500百万円以下 | 540 | 9.50% | 12 | 4.44% |
| 2,500百万円超 | ~ 3,000百万円以下 | 270 | 4.75% | 8 | 2.96% |
| 3,000百万円超 | ~ 3,500百万円以下 | 40 | 0.70% | 2 | 0.74% |
| 3,500百万円超 | ~ 4,000百万円以下 | 200 | 3.52% | 2 | 0.74% |
| 4,000百万円超 | ~ 4,500百万円以下 | 40 | 0.70% | 2 | 0.74% |
| 4,500百万円超 | ~ 5,000百万円以下 | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% |
| 5,000百万円超 | ~ 10,000百万円以下 | 150 | 2.64% | 7 | 2.59% |
| 10,000百万円超 | ~ | 60 | 1.06% | 2 | 0.74% |
| 合計 | | 5,685 | 100.00% | 270 | 100.00% |
| | | 単純平均値(百万円) | 958.37 | | |

6. 従業員数分布

| | | 金額(百万円) | 比率(%) | 債務者数 | 比率(%) |
|-----------|----------|-----------------|----------------|------------|----------------|
| | ~ 10人以下 | 1,723 | 30.31% | 78 | 28.89% |
| 10人超 | ~ 30人以下 | 2,072 | 36.45% | 110 | 40.74% |
| 30人超 | ~ 50人以下 | 925 | 16.27% | 39 | 14.44% |
| 50人超 | ~ 100人以下 | 435 | 7.65% | 22 | 8.15% |
| 100人超 | ~ 150人以下 | 360 | 6.33% | 13 | 4.81% |
| 150人超 | ~ 200人以下 | 30 | 0.53% | 2 | 0.74% |
| 200人超 | ~ 250人以下 | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% |
| 250人超 | ~ 300人以下 | 40 | 0.70% | 2 | 0.74% |
| 300人超 | ~ | 100 | 1.76% | 4 | 1.48% |
| 合計 | | 5,685 | 100.00% | 270 | 100.00% |
| | | 単純平均値(人) | 39.5 | | |
| | | 加重平均値(人) | 41.7 | | |

7. 業歴分布

| | | 金額(百万円) | 比率(%) | 債務者数 | 比率(%) |
|-----------|---------|--------------|----------------|------------|----------------|
| | ~ 10年以下 | 880 | 15.48% | 44 | 16.30% |
| 10年超 | ~ 20年以下 | 1,538 | 27.05% | 72 | 26.67% |
| 20年超 | ~ 30年以下 | 1,193 | 20.99% | 55 | 20.37% |
| 30年超 | ~ 40年以下 | 1,156 | 20.33% | 52 | 19.26% |
| 40年超 | ~ 50年以下 | 420 | 7.39% | 21 | 7.78% |
| 50年超 | ~ 60年以下 | 468 | 8.23% | 24 | 8.89% |
| 60年超 | ~ | 30 | 0.53% | 2 | 0.74% |
| 合計 | | 5,685 | 100.00% | 270 | 100.00% |
| 単純平均値(年) | | 26.08 | | | |
| 加重平均値(年) | | 25.90 | | | |

8. 与信歴分布

| | | 金額(百万円) | 比率(%) | 債務者数 | 比率(%) |
|-----------|---------|--------------|----------------|------------|----------------|
| | ~ 1年以下 | 463 | 8.14% | 21 | 7.78% |
| 1年超 | ~ 2年以下 | 285 | 5.01% | 15 | 5.56% |
| 2年超 | ~ 3年以下 | 390 | 6.86% | 14 | 5.19% |
| 3年超 | ~ 4年以下 | 174 | 3.06% | 10 | 3.70% |
| 4年超 | ~ 5年以下 | 430 | 7.56% | 13 | 4.81% |
| 5年超 | ~ 6年以下 | 165 | 2.90% | 10 | 3.70% |
| 6年超 | ~ 7年以下 | 144 | 2.53% | 9 | 3.33% |
| 7年超 | ~ 8年以下 | 210 | 3.69% | 8 | 2.96% |
| 8年超 | ~ 9年以下 | 220 | 3.87% | 12 | 4.44% |
| 9年超 | ~ 10年以下 | 140 | 2.46% | 8 | 2.96% |
| 10年超 | ~ 15年以下 | 1,033 | 18.17% | 53 | 19.63% |
| 15年超 | ~ 20年以下 | 570 | 10.03% | 25 | 9.26% |
| 20年超 | ~ 25年以下 | 343 | 6.03% | 17 | 6.30% |
| 25年超 | ~ 30年以下 | 435 | 7.65% | 23 | 8.52% |
| 30年超 | ~ | 683 | 12.01% | 32 | 11.85% |
| 合計 | | 5,685 | 100.00% | 270 | 100.00% |
| 単純平均値(年) | | 14.41 | | | |
| 加重平均値(年) | | 14.09 | | | |

9. 資本の部分分布

| | | 金額(百万円) | 比率(%) | 債務者数 | 比率(%) |
|------------|------------|--------------|----------------|------------|----------------|
| | ~ 5百万円以下 | 250 | 4.40% | 18 | 6.67% |
| 5百万円超 | ~ 10百万円以下 | 174 | 3.06% | 13 | 4.81% |
| 10百万円超 | ~ 15百万円以下 | 370 | 6.51% | 19 | 7.04% |
| 15百万円超 | ~ 20百万円以下 | 320 | 5.63% | 16 | 5.93% |
| 20百万円超 | ~ 30百万円以下 | 557 | 9.80% | 27 | 10.00% |
| 30百万円超 | ~ 40百万円以下 | 474 | 8.34% | 23 | 8.52% |
| 40百万円超 | ~ 50百万円以下 | 330 | 5.80% | 17 | 6.30% |
| 50百万円超 | ~ 60百万円以下 | 355 | 6.24% | 25 | 9.26% |
| 60百万円超 | ~ 70百万円以下 | 300 | 5.28% | 13 | 4.81% |
| 70百万円超 | ~ 80百万円以下 | 160 | 2.81% | 7 | 2.59% |
| 80百万円超 | ~ 100百万円以下 | 345 | 6.07% | 14 | 5.19% |
| 100百万円超 | ~ 150百万円以下 | 680 | 11.96% | 32 | 11.85% |
| 150百万円超 | ~ 200百万円以下 | 210 | 3.69% | 9 | 3.33% |
| 200百万円超 | ~ 300百万円以下 | 520 | 9.15% | 16 | 5.93% |
| 300百万円超 | ~ 500百万円以下 | 280 | 4.93% | 9 | 3.33% |
| 500百万円超 | ~ | 360 | 6.33% | 12 | 4.44% |
| 合計 | | 5,685 | 100.00% | 270 | 100.00% |
| 単純平均値(百万円) | | 109.04 | | | |

10. 自己資本比率分布

| | | 金額(百万円) | 比率(%) | 債務者数 | 比率(%) |
|-----------|------------|-----------------|----------------|------------|----------------|
| | ~ 4.0 %以下 | 403 | 7.09% | 21 | 7.78% |
| 4.0 %超 | ~ 6.0 %以下 | 323 | 5.68% | 14 | 5.19% |
| 6.0 %超 | ~ 8.0 %以下 | 648 | 11.40% | 25 | 9.26% |
| 8.0 %超 | ~ 10.0 %以下 | 670 | 11.79% | 25 | 9.26% |
| 10.0 %超 | ~ 12.0 %以下 | 265 | 4.66% | 16 | 5.93% |
| 12.0 %超 | ~ 14.0 %以下 | 630 | 11.08% | 22 | 8.15% |
| 14.0 %超 | ~ 16.0 %以下 | 410 | 7.21% | 20 | 7.41% |
| 16.0 %超 | ~ 18.0 %以下 | 223 | 3.92% | 14 | 5.19% |
| 18.0 %超 | ~ 20.0 %以下 | 255 | 4.49% | 12 | 4.44% |
| 20.0 %超 | ~ 30.0 %以下 | 939 | 16.52% | 51 | 18.89% |
| 30.0 %超 | ~ 40.0 %以下 | 435 | 7.65% | 28 | 10.37% |
| 40.0 %超 | ~ 50.0 %以下 | 204 | 3.59% | 11 | 4.07% |
| 50.0 %超 | ~ | 280 | 4.93% | 11 | 4.07% |
| 合計 | | 5,685 | 100.00% | 270 | 100.00% |
| | | 単純平均値(%) | 18.83 | | |
| | | 加重平均値(%) | 17.68 | | |

11. 有利子負債月商倍率分布

| | | 金額(百万円) | 比率(%) | 債務者数 | 比率(%) |
|-----------|-----------|-----------------|----------------|------------|----------------|
| | ~ 1.0倍以下 | 220 | 3.87% | 18 | 6.67% |
| 1.0倍超 | ~ 2.0倍以下 | 410 | 7.21% | 20 | 7.41% |
| 2.0倍超 | ~ 3.0倍以下 | 710 | 12.49% | 27 | 10.00% |
| 3.0倍超 | ~ 4.0倍以下 | 1,018 | 17.91% | 45 | 16.67% |
| 4.0倍超 | ~ 5.0倍以下 | 502 | 8.83% | 30 | 11.11% |
| 5.0倍超 | ~ 6.0倍以下 | 472 | 8.30% | 22 | 8.15% |
| 6.0倍超 | ~ 7.0倍以下 | 670 | 11.79% | 30 | 11.11% |
| 7.0倍超 | ~ 8.0倍以下 | 303 | 5.33% | 16 | 5.93% |
| 8.0倍超 | ~ 9.0倍以下 | 270 | 4.75% | 15 | 5.56% |
| 9.0倍超 | ~ 10.0倍以下 | 405 | 7.12% | 14 | 5.19% |
| 10.0倍超 | ~ 11.0倍以下 | 130 | 2.29% | 10 | 3.70% |
| 11.0倍超 | ~ 12.0倍以下 | 160 | 2.81% | 7 | 2.59% |
| 12.0倍超 | ~ | 415 | 7.30% | 16 | 5.93% |
| 合計 | | 5,685 | 100.00% | 270 | 100.00% |
| | | 単純平均値(倍) | 5.72 | | |
| | | 加重平均値(倍) | 5.90 | | |

12. 売上高経常利益率分布

| | | 金額(百万円) | 比率(%) | 債務者数 | 比率(%) |
|-----------|------------|-----------------|----------------|------------|----------------|
| | ~ 0.3 %以下 | 1,030 | 18.12% | 54 | 20.00% |
| 0.3 %超 | ~ 0.6 %以下 | 553 | 9.73% | 26 | 9.63% |
| 0.6 %超 | ~ 0.9 %以下 | 370 | 6.51% | 19 | 7.04% |
| 0.9 %超 | ~ 1.2 %以下 | 363 | 6.39% | 22 | 8.15% |
| 1.2 %超 | ~ 1.5 %以下 | 544 | 9.57% | 18 | 6.67% |
| 1.5 %超 | ~ 1.8 %以下 | 340 | 5.98% | 16 | 5.93% |
| 1.8 %超 | ~ 2.1 %以下 | 120 | 2.11% | 8 | 2.96% |
| 2.1 %超 | ~ 2.4 %以下 | 210 | 3.69% | 11 | 4.07% |
| 2.4 %超 | ~ 2.7 %以下 | 178 | 3.13% | 11 | 4.07% |
| 2.7 %超 | ~ 3.0 %以下 | 245 | 4.31% | 8 | 2.96% |
| 3.0 %超 | ~ 5.0 %以下 | 600 | 10.55% | 31 | 11.48% |
| 5.0 %超 | ~ 7.0 %以下 | 420 | 7.39% | 21 | 7.78% |
| 7.0 %超 | ~ 10.0 %以下 | 388 | 6.82% | 16 | 5.93% |
| 10.0 %超 | ~ | 324 | 5.70% | 9 | 3.33% |
| 合計 | | 5,685 | 100.00% | 270 | 100.00% |
| | | 単純平均値(%) | 2.55 | | |
| | | 加重平均値(%) | 2.96 | | |

計量的信用モデルによるデフォルト確率(1年)

1. CRDモデル3 累積1年デフォルト確率分布

| | | | 金額(百万円) | 比率(%) | 債務者数 | 比率(%) |
|-----------|---|--------|--------------|----------------|------------|----------------|
| | ~ | 0.1%以下 | 709 | 12.47% | 33 | 12.22% |
| 0.1%超 | ~ | 0.2%以下 | 720 | 12.66% | 39 | 14.44% |
| 0.2%超 | ~ | 0.3%以下 | 882 | 15.51% | 38 | 14.07% |
| 0.3%超 | ~ | 0.4%以下 | 690 | 12.14% | 27 | 10.00% |
| 0.4%超 | ~ | 0.5%以下 | 668 | 11.75% | 29 | 10.74% |
| 0.5%超 | ~ | 0.6%以下 | 330 | 5.80% | 18 | 6.67% |
| 0.6%超 | ~ | 0.7%以下 | 240 | 4.22% | 13 | 4.81% |
| 0.7%超 | ~ | 0.8%以下 | 220 | 3.87% | 11 | 4.07% |
| 0.8%超 | ~ | 0.9%以下 | 208 | 3.66% | 10 | 3.70% |
| 0.9%超 | ~ | 1.0%以下 | 140 | 2.46% | 10 | 3.70% |
| 1.0%超 | ~ | 1.1%以下 | 250 | 4.40% | 12 | 4.44% |
| 1.1%超 | ~ | 1.2%以下 | 130 | 2.29% | 7 | 2.59% |
| 1.2%超 | ~ | 1.3%以下 | 25 | 0.44% | 2 | 0.74% |
| 1.3%超 | ~ | 1.4%以下 | 150 | 2.64% | 6 | 2.22% |
| 1.4%超 | ~ | 1.5%以下 | 30 | 0.53% | 1 | 0.37% |
| 1.5%超 | ~ | 1.6%以下 | 10 | 0.18% | 1 | 0.37% |
| 1.6%超 | ~ | 1.7%以下 | 10 | 0.18% | 1 | 0.37% |
| 1.7%超 | ~ | 1.8%以下 | 40 | 0.70% | 1 | 0.37% |
| 1.8%超 | ~ | 1.9%以下 | 113 | 1.99% | 4 | 1.48% |
| 1.9%超 | ~ | 2.0%以下 | 40 | 0.70% | 2 | 0.74% |
| 2.0%超 | ~ | | 80 | 1.41% | 5 | 1.85% |
| 合計 | | | 5,685 | 100.00% | 270 | 100.00% |
| 単純平均値(%) | | | 0.54 | | | |
| 加重平均値(%) | | | 0.53 | | | |

2. RDB中小企業クレジットモデルデフォルト確率分布

| | | | 金額(百万円) | 比率(%) | 債務者数 | 比率(%) |
|-----------|---|--------|--------------|----------------|------------|----------------|
| | ~ | 0.1%以下 | 200 | 3.52% | 12 | 4.44% |
| 0.1%超 | ~ | 0.2%以下 | 853 | 15.00% | 33 | 12.22% |
| 0.2%超 | ~ | 0.3%以下 | 390 | 6.86% | 21 | 7.78% |
| 0.3%超 | ~ | 0.4%以下 | 420 | 7.39% | 22 | 8.15% |
| 0.4%超 | ~ | 0.5%以下 | 538 | 9.46% | 30 | 11.11% |
| 0.5%超 | ~ | 0.6%以下 | 340 | 5.98% | 12 | 4.44% |
| 0.6%超 | ~ | 0.7%以下 | 550 | 9.67% | 19 | 7.04% |
| 0.7%超 | ~ | 0.8%以下 | 260 | 4.57% | 12 | 4.44% |
| 0.8%超 | ~ | 0.9%以下 | 285 | 5.01% | 14 | 5.19% |
| 0.9%超 | ~ | 1.0%以下 | 230 | 4.05% | 12 | 4.44% |
| 1.0%超 | ~ | 1.1%以下 | 130 | 2.29% | 9 | 3.33% |
| 1.1%超 | ~ | 1.2%以下 | 375 | 6.60% | 14 | 5.19% |
| 1.2%超 | ~ | 1.3%以下 | 225 | 3.96% | 12 | 4.44% |
| 1.3%超 | ~ | 1.4%以下 | 148 | 2.60% | 8 | 2.96% |
| 1.4%超 | ~ | 1.5%以下 | 40 | 0.70% | 3 | 1.11% |
| 1.5%超 | ~ | 1.6%以下 | 20 | 0.35% | 2 | 0.74% |
| 1.6%超 | ~ | 1.7%以下 | 123 | 2.16% | 8 | 2.96% |
| 1.7%超 | ~ | 1.8%以下 | 125 | 2.20% | 5 | 1.85% |
| 1.8%超 | ~ | 1.9%以下 | 140 | 2.46% | 5 | 1.85% |
| 1.9%超 | ~ | 2.0%以下 | 30 | 0.53% | 1 | 0.37% |
| 2.0%超 | ~ | | 263 | 4.63% | 16 | 5.93% |
| 合計 | | | 5,685 | 100.00% | 270 | 100.00% |
| 単純平均値(%) | | | 0.81 | | | |
| 加重平均値(%) | | | 0.77 | | | |

3. リスクカルク日本版v3.1デフォルト確率分布

| | | 金額(百万円) | 比率(%) | 債務者数 | 比率(%) |
|-----------|-----------|--------------|----------------|------------|----------------|
| | ~ 0.1 %以下 | 620 | 10.91% | 33 | 12.22% |
| 0.1 %超 | ~ 0.2 %以下 | 810 | 14.25% | 35 | 12.96% |
| 0.2 %超 | ~ 0.3 %以下 | 917 | 16.13% | 39 | 14.44% |
| 0.3 %超 | ~ 0.4 %以下 | 1,085 | 19.09% | 45 | 16.67% |
| 0.4 %超 | ~ 0.5 %以下 | 860 | 15.13% | 41 | 15.19% |
| 0.5 %超 | ~ 0.6 %以下 | 295 | 5.19% | 15 | 5.56% |
| 0.6 %超 | ~ 0.7 %以下 | 110 | 1.93% | 7 | 2.59% |
| 0.7 %超 | ~ 0.8 %以下 | 190 | 3.34% | 10 | 3.70% |
| 0.8 %超 | ~ 0.9 %以下 | 134 | 2.36% | 7 | 2.59% |
| 0.9 %超 | ~ 1.0 %以下 | 80 | 1.41% | 5 | 1.85% |
| 1.0 %超 | ~ 1.1 %以下 | 175 | 3.08% | 9 | 3.33% |
| 1.1 %超 | ~ 1.2 %以下 | 140 | 2.46% | 8 | 2.96% |
| 1.2 %超 | ~ 1.3 %以下 | 58 | 1.02% | 5 | 1.85% |
| 1.3 %超 | ~ 1.4 %以下 | 25 | 0.44% | 2 | 0.74% |
| 1.4 %超 | ~ 1.5 %以下 | 30 | 0.53% | 1 | 0.37% |
| 1.5 %超 | ~ 1.6 %以下 | 50 | 0.88% | 1 | 0.37% |
| 1.6 %超 | ~ 1.7 %以下 | 30 | 0.53% | 2 | 0.74% |
| 1.7 %超 | ~ 1.8 %以下 | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% |
| 1.8 %超 | ~ 1.9 %以下 | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% |
| 1.9 %超 | ~ 2.0 %以下 | 10 | 0.18% | 1 | 0.37% |
| 2.0 %超 | ~ | 66 | 1.16% | 4 | 1.48% |
| 合計 | | 5,685 | 100.00% | 270 | 100.00% |
| 単純平均値(%) | | 0.48 | | | |
| 加重平均値(%) | | 0.45 | | | |

著作権表示©2007年 Moody's Investors Services, Inc. および(あるいは)Moody's Assurance Company, Inc.を含むムーディーズに対するライセンサー(以下総称して「ムーディーズ」という)

本書に記載する情報はすべて、著作権法により保護されており、いかなる人物も、いかなる形式、方法、手段によっても、これらの情報(全部、一部を問わず)を、ムーディーズの事前の書面による同意なく、複写、もしくはその他の方法により再生、複製、送付、譲渡、頒布、配布、転売、またはこれらの目的で使用するために保管することはできません。本書に記載する情報はすべて、ムーディーズが正確かつ信頼しうると考える情報源から入手したものです。しかし、人間および機械による誤り、ならびにその他の要因があり得るため、ムーディーズはこれらの情報をいかなる種類の保証もつけることなく「現状有姿」で提供しており、とりわけ、これらの情報の正確性、速報性、完全性、商品性、および特定の目的への適合性についてはいかなる表示または保証(明示的、黙示的を問わず)も行いません。ムーディーズはいかなる状況においても、またいかなる人物または法人に対しても、以下の(a)(b)について一切責任を負いません。(a)これらの情報の入手、収集、編纂、分析、解釈、伝達、公表、配布に関わる誤り(不注意によるか、その他によるかを問わず)またはその他の状況や偶発事象により(全部、一部を問わず)引き起こされ、発生し、もしくはそれらに関係する損失または損害(このような損失や損害がムーディーズ、あるいはその取締役、役員、従業員あるいは代理人の支配力が及ばない事態に起因するかどうかを問わない)、(b)これらの情報の使用または使用の不可能により発生する、あらゆる種類の直接的、間接的、特別、二次的、要補償、または付随的損害(このような損害には逸失利益を含む、またこのような損害の可能性についてムーディーズが事前に通告を受けたかどうかを問わない)。本書に記載される信用格付けおよび財務報告分析(含まれる場合は、ムーディーズの意見の表明であり、またそのようにのみ解釈されるべきであり、これを事実の表明、もしくは証券の購入、売却または保有の推奨とみなしてはなりません。ムーディーズは、いかなる形式、または方法によっても、これらの格付けもしくはその他の意見または情報の正確性、速報性、完全性、商品性および特定の目的への適合性について、いかなる保証(明示的、黙示的を問わず)も行いません。本書に記載する情報の利用者またはその代理人は、投資決定において、それぞれの格付けまたはその他の意見を、一つの要因としてのみ取り扱うべきです。従って、各利用者は購入、保有または売却を検討する各証券、ならびに各証券の発行者、保証人、および信用補充提供者について、自ら研究・評価しなければなりません。

ムーディーズは、ムーディーズが格付けを行っている債券(社債、地方債、債券、手形、CPを含む)および優先株式の発行者の大部分は、ムーディーズが行う評価・格付けサービスに対して、ムーディーズが格付けを付与するのに先立ち、1500ドル~240万ドルの手数料をムーディーズに支払うことに同意していることを、ここに開示します。また、Moody's Corporation (MCO)および同社が全額出資する信用格付け会社 Moody's Investors Service(MIS)は、MISの格付けと格付け過程の独立性を確保するための方針と手続きを維持しています。MCOの取締役と格付け対象会社との間の何らかの利害関係の存在、およびMISから格付けを付与され、かつMCOの株式の5%以上を保有していることをSECに公式に報告している企業に関する情報は、ムーディーズのウェブサイトwww.moodys.comの"Shareholder Relations-Corporate Governance-Director and Shareholder Affiliation Policy"の項に毎年、掲載されます。

本書に記載した格付けに関する意見は各利用者の利用目的、財務の状況もしくは要望を考慮したものではありません。本書に記載した格付けに関する意見に基づき何らかの行動をとる場合は、その前にそれらが各利用者の利用目的、財務の状況もしくは要望に当てはまるか否かを考慮に入れるべきです。